

1 地域福祉支援計画の概要

- 都道府県が、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画（社会福祉法第108条）

2 計画策定の背景

社会福祉法等の改正（平成30年4月施行）

- 福祉分野の共通事項を記載した都道府県地域福祉支援計画、区市町村地域福祉支援計画の策定が努力義務化（従来は任意）※都内53区市町村が策定済み
- 区市町村による地域住民と行政等の協働による包括的支援体制の制度化
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けられる事業類型の創設

平成29年度中に東京都地域福祉支援計画を新たに策定し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速

3 記載事項(案)

東京都地域福祉支援計画

◆分野横断的事項

- ・福祉人材の確保
- ・包括的相談体制の構築
- ・福祉サービスの質の向上
- ・共生型サービス（総合的な福祉サービス）の推進

◆地域福祉の推進

- ・生活困窮者自立支援
- ・権利擁護の推進
- ・住民主体による地域課題の解決体制の構築

連携
整合

各分野行政計画

高齢者保健福祉計画
(H30～H32)

子供・子育て支援総合計画
(改訂版)(H27～H31)

障害者計画・障害福祉計画
(H30～H32)

4 検討体制

東京都地域福祉支援計画策定委員会を設置し、計画の内容の検討を行う。

【委員会の構成（12名）】

- 学識経験者（福祉分野） 5名
- 区・市・町村（福祉主管課長） 3名
- 関係団体 2名
- 区市町村社会福祉協議会 2名

5 策定スケジュール

